浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(1/2)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、事故防止に十分注意して下さい。

令和6年9月11日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所　ＴＥＬ(0859)42-3145
国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所　ＴＥＬ(0855)24-7380
島根県浜田港湾振興センター　ＴＥＬ(0855)27-0088

1. 期間及び作業区域

1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

Ｂ区域

ホ 点	西防波堤灯台から150度	756メートル
ヘ 点	ホ点から 342度30分	100メートル
ト 点	ヘ点から72度30分	150メートル
チ 点	ト点から72度30	150メートル
ワ 点	西防波堤灯台から156度	544メートル

Ｃ区域

イ 点	西防波堤灯台から234度	220メートル
ロ 点	イ点から 60度	200メートル
ハ 点	ロ点から157度	179メートル
ニ 点	ハ点から248度	200メートル

Ｄ区域

イ 点	西防波堤灯台から19度	730メートル
ロ 点	イ点から 75度	500メートル
ハ 点	ロ点から129度	220メートル
ニ 点	ハ点から164度	169メートル
ホ 点	ニ点から255度30分	359メートル
ヘ 点	ホ点から164度	253メートル
ト 点	ヘ点から289度	335メートル
チ 点	西防波堤灯台から39度30分	976メートル
リ 点	チ点から 75度	94メートル
ヌ 点	リ点から165度	250メートル
ル 点	ヌ点から255度	94メートル
ヲ 点	ル点から345度	125メートル
リ' 点	リ点から 75度	54メートル
ヲ' 点	リ'点から 129度	108メートル
ヌ' 点	ヲ'点から 164度	162メートル

Ｅ区域

イ 点	北防波堤灯台から75度	774メートル
ロ 点	イ点から234度	62メートル
ハ 点	ロ点から326度30分	132メートル
ニ 点	ハ点から357度	40メートル

2. 標　識

Ａ区域

・西側防波堤の西端は、標識灯1基(灯高3m) 並びに標識灯3基(灯高1.4m)を常時設置した状態とする。
・東側防波堤の東端は、標識灯1基(灯高3m) を常時設置した状態とする。

Ｂ区域

・根固・被覆・異形・消波ブロック仮置範囲には、ホ、ヘ、ト、チ点に簡易灯浮標（黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]）を常時設置した状態とする。
・ケーソン仮置中は、ケーソン仮置範囲全体の4隅に標識灯（黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時]）を常時設置した状態とする。
・ケーソン仮置範囲の北西端には、ワ点(西防波堤灯台から156度 544メートル)に簡易灯浮標（黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]）を常時設置した状態とする。

Ｃ区域

・ケーソン製作工事に伴い、ハ、ニ点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を 9月頃から12月頃まで設置することとする。なお､作業船アンカーには発光するブイを取りつける。
・ケーソン仮置中は、ケーソン仮置範囲を示す2箇所に標識灯（黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時]）を常時設置した状態とする。

Ｄ区域

・潜水探査工、磁気探査、浚渫工、床掘、石材撤去、可塑性グラウト注入、基礎捨石投入、捨石荒均し･本均し、ケーソン据付工事に伴い、ロ、ハ点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を 4月頃から12月頃まで設置する。なお、イ、ト点は赤旗のみの設置とし､作業日ごとに作業開始前に設置して作業終了時に撤去する。
・消波ブロック並びに石材（基礎捨石・被覆石）仮置範囲には、チ、リ（リ'）、ヌ（ヌ'）、ル、ヲ（ヲ'）点に簡易灯浮標（黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]）を常時設置した状態とする。
・仮係留施設の北側先端は、標識灯2基(灯高1.4m) を常時設置した状態とする。 仮係留施設を設置する度ごとに標識灯2基(灯高1.4m)を仮係留施設の北側に移設するものとし、設置後は存置する。

Ｅ区域

・岸壁に係留したケーソン製作台船上で、枠組み足場及び型枠を組立て2層目までのコンクリートを打設する。
・ケーソン製作工事に伴い、ハ、ロ点に赤旗を8月頃から10月頃まで設置することとし、以降はケーソン製作台船を長浜地区にえい航する。

3. 作業内容

・作業は原則として日の出から日没までの間とする。
・Ｃ区域は、ケーソン仮置場及び、ケーソン製作場として使用する。
・Ｄ区域は、グラブ浚渫船による硬土盤浚渫、床掘、SEP船による可塑性グラウト注入、ガット船による基礎捨石投入、起重機船及び潜水士船による基礎捨石荒均し・本均し、コンクリートミキサー船によるケーソン蓋コンクリート打設の作業を実施する。

4. 備考

(1)新西防波堤北端部標識灯(赤色、4秒1閃、灯高14メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
(2)新西防波堤南端部標識灯(緑色、3秒1閃、灯高6.7メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
(3)西沖防波堤(樋島)北端部標識灯(赤色、2秒1閃、灯高6メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
(4)新西沖防波堤西端部標識灯(緑色、2秒1閃、灯高10メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
(5)東防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高5.5メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
(6)仮係留施設北側先端部標識灯2基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時] 令和6年9月～令和7年3月頃(予定))
(7)新北防波堤東端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
(8)新北防波堤西端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])、
　新北防波堤西端部標識灯3基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])
(9)aの簡易灯浮標(赤色、2秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])b簡易灯浮標(赤色4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時]を結んだ線の南側の水深は4メートル程度であるので航行に充分留意が必要である。 a簡易灯浮標 西防波堤灯台から 124度15分 770メートル　b簡易灯浮標 西防波堤灯台から 118度45分 855メートル

浜田港における安全対策について

浜田港は港湾整備計画に基づき工事中です。
右記に基づき港内の安全を図ることとしますのでご協力をお願いします。

記

1 港奥へ出入りする船舶の可航巾及びふ頭への操船海面を確保するため、錨泊しようとする船舶は上図Ａの海域に錨泊してください。
　なお、既に錨泊船がある場合は、浜田海上保安部へ相談してください。
2 上図Ｂの区域は、港長から危険物積載船舶に対して、港則法第22条に基づき停泊又は停留が指定される場所ですので、その他の船舶は停泊又は停留しないで下さい。
3 荷役待機又は避泊にあたっては、できるだけ錨泊を避け岸壁にけい留してください。
4 錨泊時の留意事項
　・離着岸する船舶の支障となりますので航路筋を避けること。
　・岸壁付近を避けること。
　・浜田海上保安部への入出港届の提出を行うこと。
　浜田港長（浜田海上保安部）(0855)27-0772

作業区域等位置図

※Ｂ区域、Ｃ区域およびＤ区域の詳細は、お知らせ(2/2)を参照。

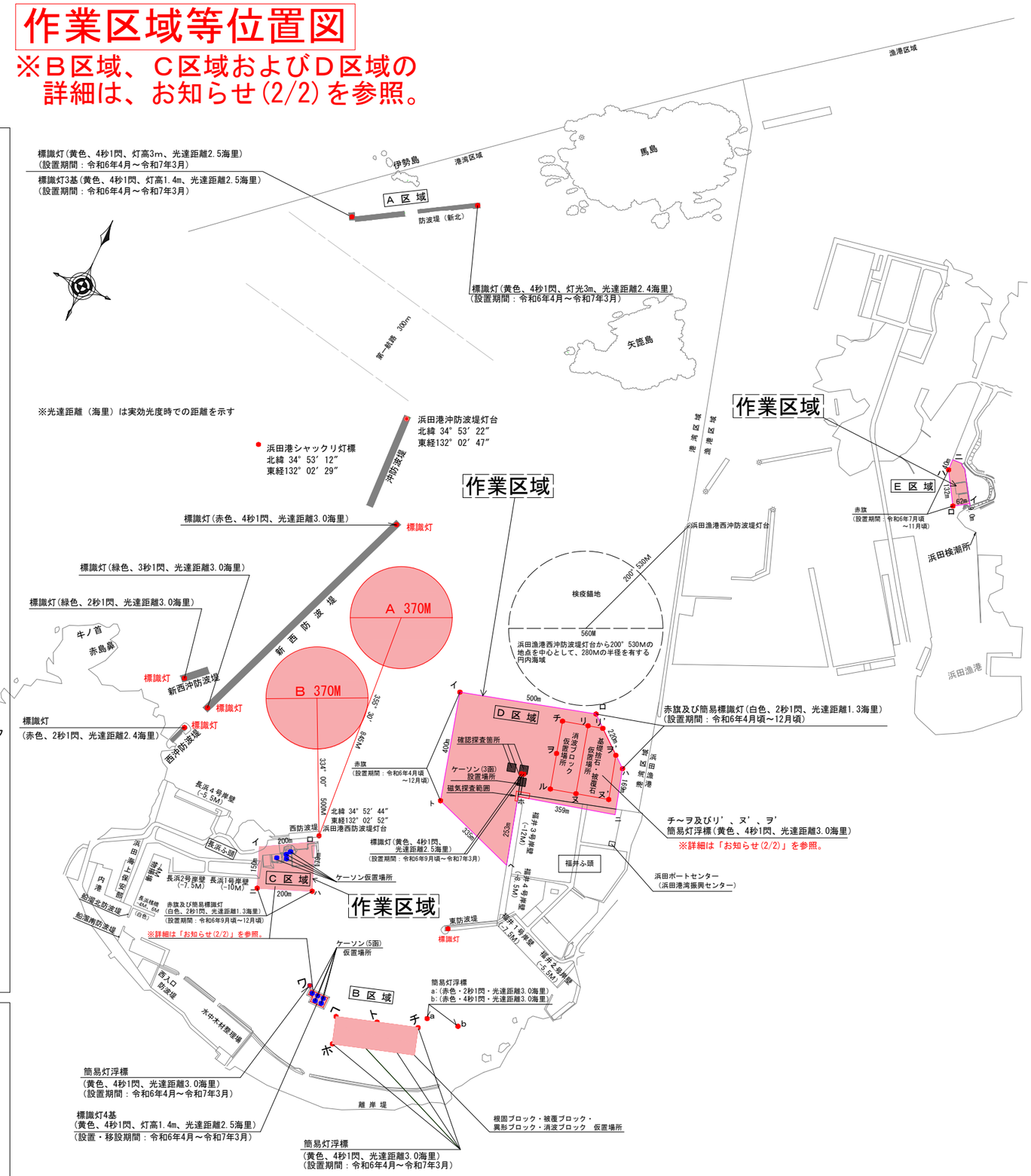

浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(2/2)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、事故防止に十分注意 して下さい。

令和6年9月11日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 ＴＥＬ(0859)42-3145
国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 ＴＥＬ(0855)24-7380
島根県浜田港湾振興センター ＴＥＬ(0855)27-0088

作業区域等詳細図

Ｂ区域 詳細図

ケーソン(5函)仮置場所

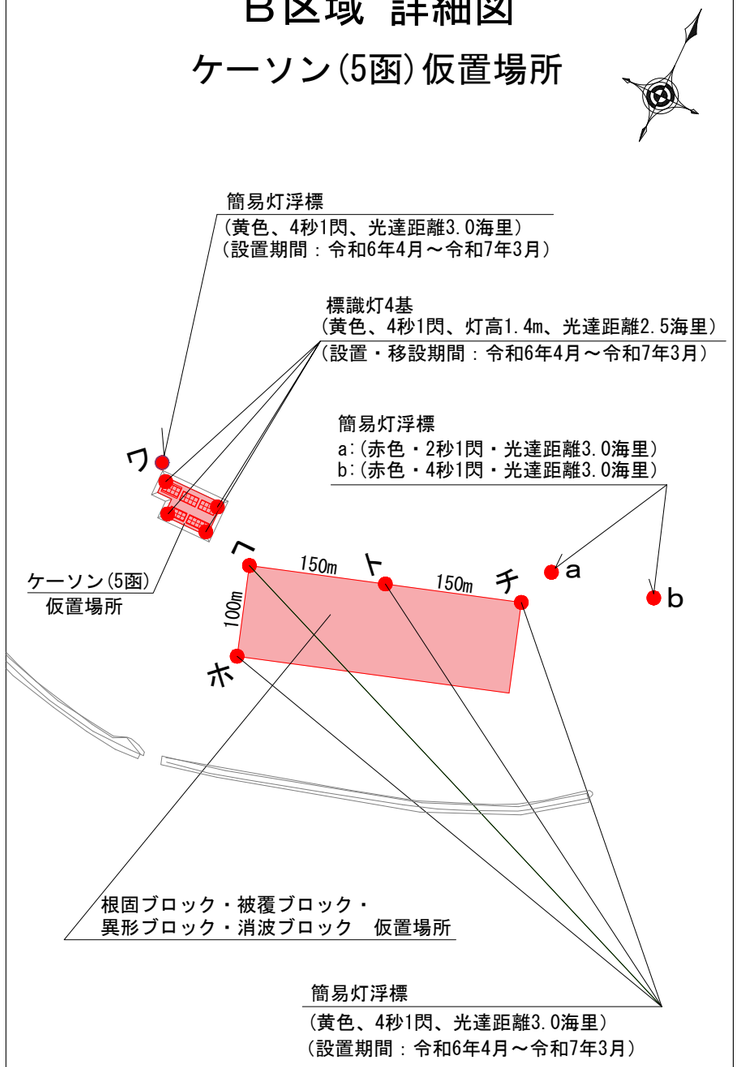

Ｃ区域 詳細図

ケーソン製作時・ケーソン3函据付前

ケーソン製作後

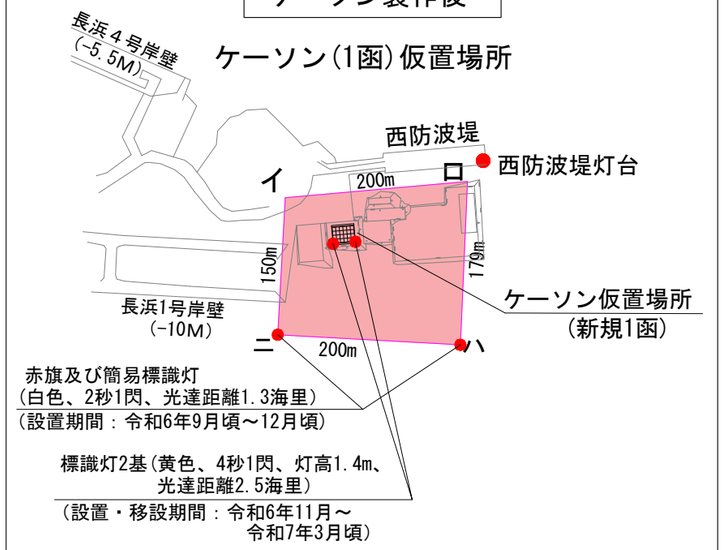

Ｄ区域 詳細図

磁気探査範囲

ケーソン(3函)設置場所

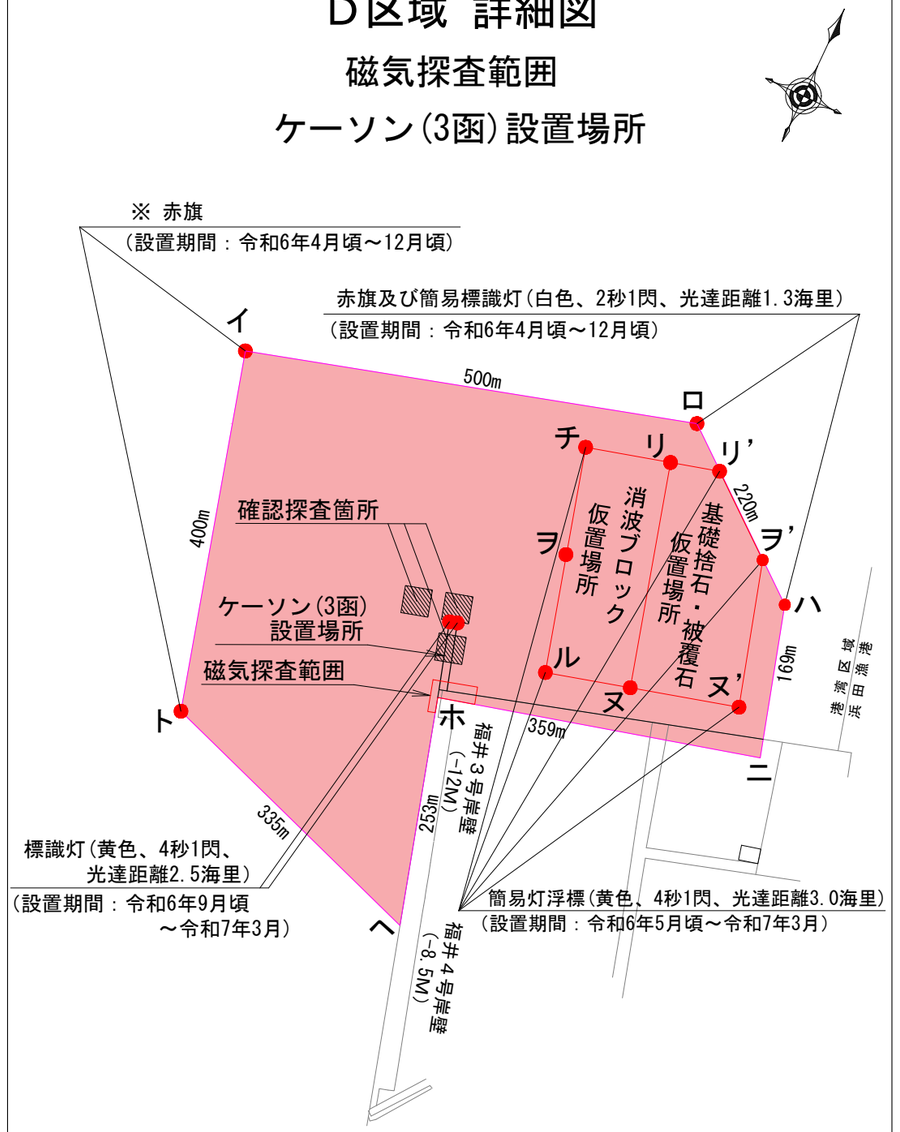

※ 赤旗のみの設置箇所は、赤旗は夜間残置させず、
日々撤去する。